

戸田市上下水道事業包括委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、戸田市上下水道事業包括委託（以下「本業務」という。）における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1 共同企業体の運営形態

本業務を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって本業務を実施する共同方式とする。

2 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員の出資比率の最小限度基準は、構成員の数に基づき次のとおり定める。
 - ・ 構成員の数 2 者 30 パーセント以上
 - ・ 構成員の数 3 者 20 パーセント以上
 - ・ 構成員の数 4 者 15 パーセント以上
 - ・ 構成員の数 5 者 12 パーセント以上
 - ・ 構成員の数 6 者以上 10 パーセント以上
- (3) 代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。

3 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書（別添-1）
- (2) 委任状（入札、契約、代金請求等に関する一切のことに関する委任状）（別添-2）

4 資格審査

この契約の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 次の要件を満たすこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 戸田市契約規則（平成元年規則第14号）第2条の規定により、戸田市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ③ この契約の入札の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年11月15日市長決裁）の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ この契約の入札の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年9月18日市長決裁）の規定に基づく入札参加除

外等の措置を受けていない者であること。

- ⑤ この契約の入札の告示日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (2) 次に掲げる契約実績を有すること。なお、共同企業体の場合は、いずれかの構成員が満たすこと。
 - ① 平成27年4月1日から告示日までに、給水人口100,000人以上又は施設能力50,000m³/日以上の水道事業において、浄水場の運転管理業務を元請（共同企業体の構成員としての実績含む）として、履行した実績を有する者であること。
 - ② 平成27年4月1日から告示日までに、下水道事業において、24時間常駐監視によるポンプ場（処理場含む）の運転管理業務を元請（共同企業体の構成員としての実績含む）として、履行した実績を有する者であること。
 - ③ 平成27年4月1日から告示日までに、給水人口100,000人以上の上下水道事業において、上下水道窓口業務における料金関係業務（財務会計業務を除く）及び施設関係業務（給水装置関係業務）又は施設関係業務（下水道関係業務）を元請（共同企業体の構成員としての実績含む）として、履行した実績を有する者であること。
- (3) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (4) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

5 契約後の提出書類

入札結果に基づき、本業務の契約を締結した共同企業体は、契約締結後、速やかに共同企業体の運営委員会の委員名、組織等を記載した資料を提出するものとする。内容に変更が生じた場合も同様とする。

戸田市上下水道事業包括委託共同企業体協定書（例）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１） 戸田市上下水道事業包括委託（業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「本業務」という。）の受託

（２） 前号に附帯する業務

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇丁目〇〇番に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の履行後 3 か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

〇〇〇〇〇〇 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の適切な履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、各年度の本業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(本業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体の本業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち本業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を履行する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、本業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当

該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(本業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが本業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、戸田市上下水道事業包括委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、戸田市に提出するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(代表者構成員)

所在地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇〇 印

(構成員)

所在地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇〇 印

(構成員)

所在地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇〇 印

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先)

戸田市上下水道事業
戸田市長 菅原 文仁

共同企業体の名称 _____

所在地
委任者 商号又は名称
(構成員)代表者職氏名 印

所在地
委任者 商号又は名称
(構成員)代表者職氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、権限を委任します。

所 在 地
受 任 者 商号又は名称
(代表構成員) 代表者職氏名 印

記

(委任事項)
(件名) _____ に係る

- 1 入札及び見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 契約の履行に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の専任に関すること。
- 6 前各号に付帯する一切のこと。

受任者使用印鑑

※作成上の注意事項

日付は対象業務に係る共同企業体協定書の締結日以降、記名は代表構成員又は構成員の代表者名（代表取締役等の法人を代表する者）、押印（受任者使用印鑑欄除く）は実印（登録印）とすること。